

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人四国の右下観光局」を削り、「一般社団法人とくしま伝統産

業振興協会」を「一般社団法人とくしま伝統産業振興協会」に、「公益社団法人徳島県物

業振興協会」を「一般社団法人みなみ阿波観光局」

産協会」を「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。